平成２８年（フ）第７６９号
名古屋市西区清里町69番地の19
破産者　有限会社クレストカンパニー
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０００号
愛知県豊明市阿野町西ノ海戸７番地１
破産者　前田　茂樹
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２５号
名古屋市中村区城主町４丁目28番地
破産者　有限会社ＡＸＩＳ
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４号
大阪府泉佐野市住吉町30番地１
破産者　有限会社北野
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目17番地の15
破産者　有限会社ティー・エム総合設備
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３６号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目17番地の15
破産者　武井　　操
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４６号
三重県津市高茶屋小森町2002番地３　ハートフルコートＡ棟101号
破産者　横山　　忍
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６２号
滋賀県草津市下笠町78番地の１
破産者　有限会社ブリード
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８１号
高知県南国市篠原203番地１
破産者　有限会社空港
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５８号
北九州市八幡東区西本町４丁目18番37号
破産者　イザワプランニング株式会社
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第２９号
群馬県沼田市高橋場町2196番地１
破産者　セイワフーズ有限会社
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第４４３号
北九州市八幡西区穴生２丁目３番30号
破産者　株式会社ひやむた
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９４０号
（最後の住所）札幌市西区宮の沢３条５丁目21番18号
破産者　亡野村好春相続財産
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３２４号
大阪市天王寺区生玉前町５番16号
破産者　日本オルファイン株式会社
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５号
沖縄県那覇市西２丁目16番３号
破産者　株式会社ＹＡＭＡ建設
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１３５号
三重県津市新家町890番地２
破産者　安達　和也
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３３５号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目20番13号
破産者　池田建設株式会社
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６号
茨城県かすみがうら市稲吉南１丁目５番１号ゆたかハイツ206、前住所茨城県土浦市真鍋６丁目６番44号
破産者　髙野　光司
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９２号
神奈川県平塚市河内338番地の９　メゾンド　Ａ・Ｋ101号
破産者　小清水直樹
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５４４号
神奈川県小田原市小竹822番地の105
破産者　竹谷　文典
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部